

令和6年産「きらみずき」栽培研修会



令和6年(2024年)2月
近江米振興協会

1 背景とコンセプトについて

- 現在、国において農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しに向けた議論が進められており、環境に関する基本事項として、「環境や生態系の保全や環境への負荷低減を行う持続可能な農業の主流化」が示されている。
- 本県では、「環境こだわり農業」に約 20 年前から取り組み、現在では水稻栽培面積の約5割に拡大するとともに、琵琶湖を中心とした環境保全に対する農業者の理解と意識の定着が図られている。
- 令和4年7月には国連食糧農業機関(FAO)より、「森・里・湖(うみ)に育(はぐく)まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されたところ。
- このような中、県農業技術振興センターにおいて、中生熟期で食味や玄米外観品質に優れ、気候変動下において安定した生産が可能な新品種「きらみずき」が育成された。
- この機をとらえ、「きらみずき」を琵琶湖の保全に留まらず、温暖化防止や生物多様性の保全など、持続可能な農業のシンボルとして位置づけ、本県の環境こだわり農業をより深化。

【推進コンセプト】 こだわる人が選ぶ「おいしさ」と「やさしさ」

【生産】高度な技術を持って、オーガニックをはじめ、化学合成農薬や化学肥料を可能な限り削減した栽培に限定



【消費】“おいしさ”とともに、温暖化防止・生物多様性の保全など一歩進んだ取組の価値に共感し「きらみずき」を支持、購入

2 生産方針について

栽培方法:①または②で栽培し、「滋賀県環境こだわり農産物」の認証を受けたもの。

①「化学肥料(窒素成分)や殺虫・殺菌剤(化学合成農薬)を使用しない栽培」

<肥料> 本田において無化学肥料で栽培

ア)有機質肥料の利用、大豆・野菜跡等の活用、たい肥・緑肥等の活用 等

<農薬> 殺虫・殺菌剤(化学合成農薬)を使用しない栽培

ア)除草剤は使用可能

イ)過去に病害虫が多発した地域(ほ場)を避け、予防的防除(箱施用剤等)を削減

ウ)畦畔草刈り+色彩選別機の活用で、カメムシ防除の削減

②「オーガニック栽培」(有機JAS認証を受けたもの)

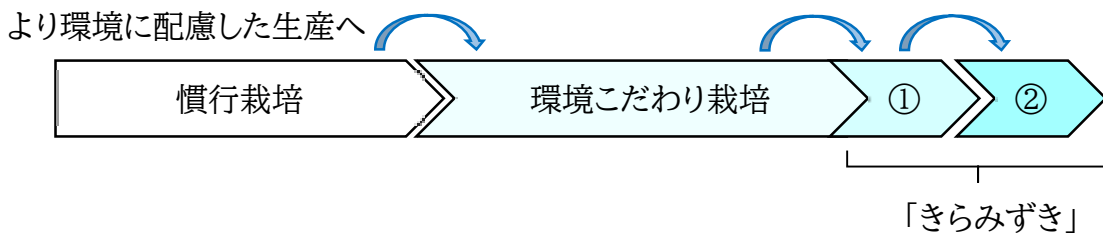


図 近江米における「きらみずき」の位置づけについて(イメージ)

生産者の主な要件

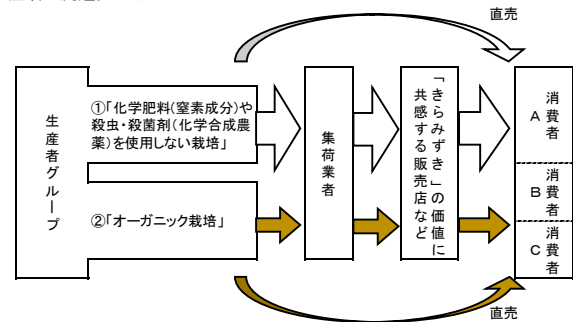
消費者や実需者等から「コシヒカリ」を超える高い評価を得られるよう、生産者は以下の要件を満たす生産を行うこと。なお、詳細については、『令和6年産「きらみずき」推進ガイドライン』を参照。

- 病害虫防除に関して、病害虫の常発地域(ほ場)を避けることでリスク回避を図り、かつ、地域の共同防除体制等との棲み分けや合意形成が可能であること。
- 品種名のほ場看板を設置し、生産のPRを行うこと。
- 全量種子更新し、自家採種は行わないこと。
- 近江米振興協会等が主催する研修会や情報交換等に参加すること。
- 本田において化学肥料(窒素成分)や殺虫・殺菌剤を使用した場合は、その旨をJA等の集荷業者へ報告するとともに、「きらみずき」として消費者等へは販売しないこと。

3 流通・販売方針について

- 当面はJAまたは集荷団体を通じて一定のロットを確保し、「きらみずき」の価値に共感いただける販売店、生協や学校給食などへ特色ある米として流通させる。
- 生産者独自の販売ルートを活用することも可能とするが、市場でのPRを図るため、その販売には共通のPR資材(デザイン等)を積極的に使用することとする。

■生産者と流通先のイメージ



4 その他

(1)栽培計画・記録の提出について

- 事前に栽培計画を作成いただき、病害虫・雑草防除法や施肥管理を把握するとともに、栽培期間を通じた生育状況や、収量、出荷先の評価等についても情報収集しますので、播種作業が始まるまでに栽培計画を作成するとともに、10月には栽培記録を作成の上、栽培申込書を提出した集荷業者あて郵便、FAX等でご提出願います。

栽培計画の提出期限:令和6年 3月 13日(水)

栽培記録の提出期限:令和6年 10月 10日(木)または別途集荷業者にて定める

※当栽培計画・記録については、環境こだわり農産物認証制度における生産計画・生産記録とは異なりますのでご注意ください。

(2)玄米サンプルの提出について

- 生産者個々の食味水準やばらつきの程度を把握することで、栽培改善を図るとともに、将来の流通にもつなげることが必要です。
- そこで、令和6年産の生産者の玄米サンプル(約3合)を収集し、当協会にて食味計や穀粒判別器による理化学分析を実施します。
- なお、得られたデータは生産者に返信するとともに、次年作への栽培技術の検討に用います。

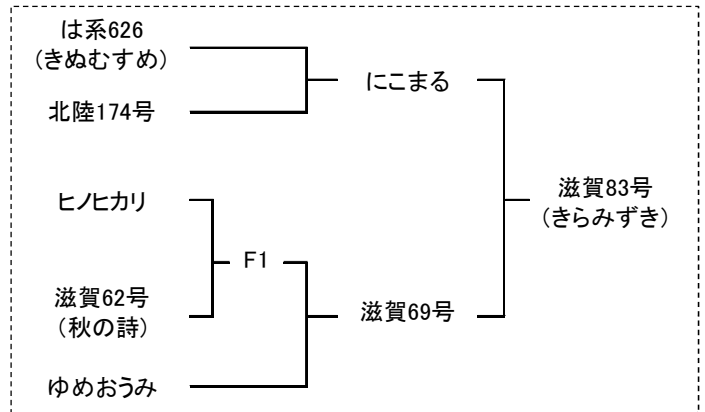
(3)その他

- 令和2年12月の種苗法の一部改正により、法律上、自家採種は禁止されています。

4. 品種特性

(1) 育成の系譜について

- 「きらみずき」は「にこまる」を母、「滋賀 69号」を父として 2009 年に人工交配をして得た後代から育成。



(2) 特性全般について(表を参照)

- 成熟期は「日本晴」より2日遅く、「秋の詩」より4日早い、中生の晩熟期。稈長は「日本晴」より10cm、「秋の詩」より21cm短く、耐倒伏性に優れる。
- 収量性は「日本晴」、「秋の詩」より優れる。玄米の千粒重は「日本晴」より大きく、「秋の詩」と同等。玄米の形状は「日本晴」、「秋の詩」よりやや細長く、玄米表面の縦溝がやや目立つものの、色沢は飴色で光沢は優れる。高温登熟であっても白未熟粒は生じにくいことから、玄米外観品質は優れる。
- 「きらみずき」は移植後の初期生育が比較的旺盛で分けつを確保しやすい一方で、初期生育が旺盛過ぎると穂肥時期である幼穂形成期に至るまでに栄養不足となり葉色が極端に低下する場合がある。
- 葉いもちほ場抵抗性は「秋の詩」より優れ、「日本晴」と同等の“中”、穂いもちほ場抵抗性は「秋の詩」より優れるものの、「日本晴」よりやや劣る“やや弱”。なお、いもち病真性抵抗性遺伝子型は Pia および Pii であると推定される。そのため、いもち病に対する抵抗性は十分ではなく、常発地では栽培を避けることが重要。
- 食味について官能試験による総合評価では「日本晴」、「秋の詩」よりも優れ、「コシヒカリ」と同等以上。食味に関連するタンパク質やアミロースの含量は「日本晴」より低く、「秋の詩」と同等。味度は「秋の詩」、「日本晴」よりも優れる。
- 短強稈なのでほとんど倒伏しないが、穂肥が多過ぎる場合には、未熟粒の増加や食味の低下が懸念される。一方、登熟期間に栄養が不足すると減収や背白粒の増加によって品質低下する場合もあることから、穂肥施用は収量と玄米外観品質、食味のバランスを考慮することが必要。

表1 特性概要

	きらみずき	標)日本晴	比)秋の詩
熟期	中生の晩	中生の晩	中生の晩
出穂期(月.日)	8.09	8.08	8.13
成熟期(月.日)	9.16	9.14	9.19
稈長(cm)	74	83	94
穂長(cm)	20.6	20.6	20.5
穂数(本/m ²)	381	382	367
倒伏程度(0-5)	0.0	0.3	1.2
精玄米重(kg/a) ²⁾	60.4	56.7	57.6
同上比率(%)	107	100	103
玄米千粒重(g)	22.9	22.5	22.7
玄米外観品質(1-9) ³⁾	4.1	5.1	4.7
食味官能試験 総合評価 ⁴⁾	0.16	-0.52	-0.20
玄米タンパク質含量(%) ⁵⁾	6.2	6.6	6.3
アミロース含量(%) ⁶⁾	17.7	18.7	17.3
味度 ⁷⁾	80.1	71.3	76.9
耐倒伏性	強	やや強	やや弱
穂発芽性	やや難	中	やや難
葉いもちほ場抵抗性	中	中	弱
穂いもちほ場抵抗性	やや弱	中	弱
縞葉枯病抵抗性	罹病性	罹病性	罹病性
高温登熟性	やや強	中	中

1) 2016年～2023年 奨励品種決定調査標肥区(5月10日頃植、基肥0.45kgN/a、穂肥0.25kgN/a)平均。ただし、アミロース含量は2018年～2021年、味度は2017年～2022年の平均値。

2) 玄米調製網目幅は1.85mm。

3) 目視評価、値が小さいほど良い。4.5以下が農産物検査1等に相当。

4) 基準品(農業技術振興センター産コシヒカリ)との7段階相対評価(-3～+3)。パネル約20名。

5) 静岡精機(株)米麦分析計BR-5000で測定。水分15.0%換算。

6) ビーエルテック(株)オートアナライザーⅢ型により搗精歩合約90%の白米を粉碎し測定。

7) 東洋ライス(株)トーヨー味度メーターMA-30Aおよびマルチ味度メーターMA90システムによる測定値。

8) 化学肥料による試験データ。「化学肥料や殺虫・殺菌剤(化学合成農薬)を使用しない栽培」の場合、約10%程度は精玄米重が少なくなると想定している。

令和5年産「きらみずき」の概要と令和6年産の栽培管理のポイント

(1)令和5年産「きらみずき」の収量・品質等の概要

- 生産者毎の単収の平均値は 408kg/10a(177～626kg/10a)と、生産者やほ場によるバラつきが大きい。
- 玄米外観品質は、同熟期の「日本晴」、「秋の詩」と比べて白未熟粒の発生が少なく、農産物検査の1等比率は 84.9%と高い(令和5年 12 月 31 日現在 農水省公表値)。
- 生産者毎の玄米サンプル分析の結果、食味値の平均は 79.6、タンパク含量の平均は 6.1%であった。

令和5年産「きらみずき」の各地域の実証ほ場における坪刈り収量・品質等の状況(速報値)

	移植日 (月/日)	幼穂形成期 (月/日)	出穂期 (月/日)	単収 (kg/10a)	整粒歩合 (%)	食味値	タンパク含量 (%)
野洲市	5/4	7/7	8/6	432	54.8	87.0	5.6
甲賀市	5/4	7/21	8/12	479	81.2	84.8	5.7
竜王町	5/10	7/20	8/11	429	72.9	74.3	6.8
彦根市	5/20	7/25	8/14	478	82.0	81.9	5.9
長浜市	5/11	7/20	8/13	515	72.4	84.1	5.7
高島市	6/12	8/2	8/20	279	82.9	85.1	5.8

各実証ほにおける栽培方法は、高島市のみ「②オーガニック栽培」で、それ以外の地域では「①化学肥料(窒素成分)や殺虫・殺菌剤(化学合成農薬)を使用しない栽培」。

(2)単収が少なかったほ場の減収要因

- 分けつ期の日照不足に加えて還元障害を受けて生育が抑制された影響で穂数がかかなり少なくなった。
- 雑草が多く発生し、競合によって生育抑制や登熟不良となった。
- 穂いもちの発生を懸念して、穂肥を減肥または無施用とした結果、出穂後の登熟期間の栄養状態が悪く、登熟不良となった。
- 初期生育が旺盛になったことで生育中の栄養状態が悪化(葉色が低下)し、その後の追肥で十分に回復できず、有効茎歩合の低下や登熟不良となった。
- 穂いもち、縞葉枯病、ごま葉枯病等の病害が発生し、収量減少を助長した。

(3)安定生産に向けた対策

①還元障害の対策

- 有機質肥料や堆肥、緑肥等を活用することから、化学肥料を使用する一般的な栽培に比べて、有機物の分解による還元障害が生じやすいため、稲わらや牛ふん堆肥等は前作作物の収穫後早めに鋤き込む、分けつ期は浅水で管理し、還元障害がみられた場合は田面を軽く干す等の対応を行う。排水性が悪い湿田や粘土質の土壌では、特に留意する。

②雑草対策

- あぜ塗り等の漏水対策を行い、均平に留意して代かきを精度良く仕上げる。
- 除草剤を使用する場合は、散布後7日間は止水を守り、落水やかけ流しは行わない。
- オーガニック栽培では機械除草と耕種的抑草技術(複数回代かき、米ぬか散布、深水管理等)を組み合わせた防除体系で抑草効果を高める。

③栄養状態維持の対策

- 初期生育を確保しやすい湖辺地帯や5月上旬までの早い時期の移植では初期生育が旺盛になりやすい傾向があり、生育途中で葉色が低下しやすいことから、追肥を施用する。また、遅植えや細植えも検討する。
- 夏季に高温に遭遇することから、穂肥は減肥せず規定量を施用することが望ましく、生育状況に応じて分施や施用時期を遅らせる等の対応を行う。
- 単収が確保できているほ場は牛ふん堆肥を連用し、土づくりを実践されている事例が多いことから、堆肥施用や深耕等の土づくりを継続して進める。

④病害対策

- 病害の耕種的防除を行う。
- いもち病については、温湯消毒等で必ず種子消毒を行い、ケイ酸質肥料の施用、余剰苗の除去、畦畔除草により風通しを良くするなど、発病やまん延しにくい環境をつくる。
- 縞葉枯病については、刈り株再生芽(ひこばえ)やイネ科雑草が病原ウイルスを保毒したヒメトビウンカの越冬場所になり、次作の病原ウイルスの伝染源になるため、前作の水稻収穫後に早期に耕うんし、畦畔等ほ場周辺の雑草を刈り取る。
- ごま葉枯病については、生育後期に栄養凋落が起こると発生が助長される。イネの初期生育が旺盛になりすぎず、登熟後期まで肥料が不足しないよう栽培管理や施肥管理を改善するとともに、堆肥施用や深耕等の土づくりを実践する。

令和6年産の栽培ポイント

(1) ほ場選定～移植

「きらみずき」は初期生育が比較的旺盛で分けつを確保しやすい一方で、初期生育が旺盛になり過ぎないように注意が必要です。

- ほ場選定：過去に病害虫が多発生した地域・ほ場は避ける
- 移植時期：**5月10～20日**を中心に移植
- 栽植密度：

湖辺	湖辺砂質、平坦	中山間
50～60株/坪	60株/坪	60～70株/坪

(2) 水管理

有機質肥料や堆肥、緑肥等を活用することから、化学肥料を使用する一般的な栽培に比べて、有機物の分解による還元障害が生じやすいため注意が必要です。

- 除草剤処理後はやや深水で7日間の止水管理！
- 分けつ期は浅水管理、**還元障害**がみられたら**田面を軽く干す**！
- 目標穂数の8割**を確保できた段階で**中干し**を始める！

栽植密度（坪あたり）ごとの中干し時期の茎数の目安

	50株植え	60株植え	70株植え
株あたり茎数	20本	17本	14本



中干し開始時期の株張の目安
(60株植え)



中干し程度の目安

(3)追肥

「きらみずき」は初期生育が旺盛過ぎると穂肥時期までに栄養不足となり葉色が極端に低下する場合があります。

【基肥が全層施肥】確実に追肥を施用する！

時期	6月下旬頃
施用量	有機質肥料で窒素成分 2 kg/10a

【基肥が側条施肥】葉色が低下したら追肥を施用する！

葉色	葉色板で 3.8 以下 (SPAD 値で 35 以下)
時期	移植から 1 か月以上経過し穂肥まで 1 週間以上ある場合
施用量	有機質肥料で窒素成分 1 kg/10a

(4)穂肥

「きらみずき」は有機質肥料を施用することから、【1回目】幼穂形成期(幼穂長1mm)の1週間前頃と【2回目】1回目の2週間後(幼穂形成期の1週間後頃)が施用の適期となります。以下の施用時期の目安を参考にほ場を確認し、穂肥を施用しましょう！

穂肥の目安

施用時期	移植時期	1 回目穂肥	2 回目穂肥
	(5月10日移植)	7月10日頃	7月24日頃
追肥施用量	(5月20日移植)	7月14日頃	7月28日頃
	それぞれ有機質肥料で窒素成分 3 kg/10a (2回分施 合計窒素成分 6 kg/10a)		

※農業技術振興センター(近江八幡市)における「きらみずき」(5/10移植、中苗、H28~R4年)の出穂期データを基に施用時期を推測しているため、今後の天候や地域によって施用時期が異なる可能性があります。

「きらみずき」のロゴデザイン・米袋デザインの使用について

「きらみずき」のロゴタイプ・シンボルマーク・米袋デザインは添付の要領の定める範囲において、広く使用いただけます。

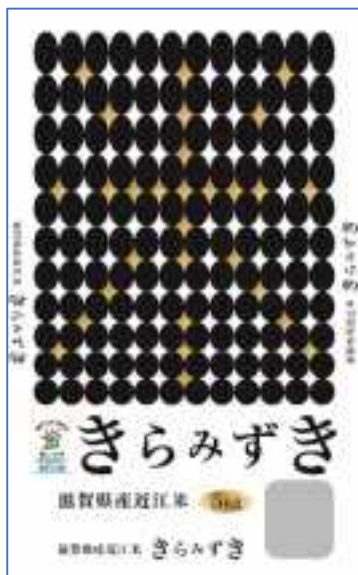
きらみずき

滋賀県産近江米

ロゴタイプ



シンボルマーク



米袋(表面)



米袋(裏面)

要領、申請書等は、県 HP で公開しています。

環境こだわり米 ロゴデザイン

検索



[環境こだわり米ロゴデザイン等使用申請について-滋賀県](#) のページへ

郵送による申請方法

添付の「申請書」に加え、下記2点の画像の提出をお願いします。

- ・ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書
- ・使用対象物の写真(精米袋等)

【送付先】

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
食のブランド推進室

メールによる申請方法

上記県 HP から申請書をダウンロードいただき、申請書を作成の上、下記データとともにメールにて提出をお願いします。

- ・ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書
- ・使用対象物の写真(精米袋等)

【送付先】

gc01@pref.shiga.lg.jp

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
食のブランド推進室

申請に関して不明な点がある場合は、
下記までお問い合わせください。

滋賀県農政水産部

みらいの農業振興課食のブランド推進室

077-528-3892

環境こだわり米ロゴデザイン等使用要領

令和3年(2021年)4月21日滋食ブ第117号
滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長通知
改正 令和4年(2022年)4月1日滋食ブ第214号
改正 令和5年(2023年)8月22日滋食ブ第291号

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県以外の者が、環境こだわり米「きらみずき」「みずかがみ」「こしひかり」(以下、「環境こだわり米」という。)およびオーガニック米のロゴデザインおよび統一米袋デザイン(以下、「ロゴデザイン等」という。)を使用する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴデザイン等に関する権限)

第2条 ロゴデザイン等に関する一切の権限は、滋賀県に属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、または地方公共団体が公用または公共用に使用する場合
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (3) 農業協同組合、米卸事業者、米小売事業者等がパンフレット、広告等(商品の容器および包装を除く)に使用する場合で、環境こだわり米の生産、流通または消費拡大効果が期待できる場合
- (4) 個人が非営利目的で環境こだわり米の情報発信に使用する場合
- (5) その他みらいの農業振興課長が承認の手続きを必要としないと認めた場合

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、環境こだわり米ロゴデザイン等使用申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えてみらいの農業振興課長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- (2) ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書等
- (3) 使用対象物の見本(見本を添付できない場合は写真でも可)
- (4) その他みらいの農業振興課長が必要と認める書類

(使用の基準)

第5条 みらいの農業振興課長は、前条に規定する使用承認申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が適切と認められるときは承認を行い、環境こだわり米ロゴデザイン等使用承認通知書(様式第2号)を申請者に送付する。

2 ロゴデザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、みらいの農業振興課長は承認をしないものとする。

- (1) 環境こだわり米の信用やイメージを害するものと認められる場合
- (2) 法令および公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他みらいの農業振興課長が承認することを不相当と認めた場合

(使用料)

第6条 ロゴデザイン等の使用料は、無料とする。

(使用の条件)

第7条 みらいの農業振興課長は、必要があると認める場合には、ロゴデザイン等の使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴデザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) ロゴデザイン等の一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、みらいの農業振興課長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) ロゴデザイン等を使用した場合には、使用実績（パンフレット、広告等）を速やかにみらいの農業振興課長に提出すること。

(使用承認の期間)

第9条 ロゴデザイン等の使用期間は、申請のあった期間とする。

(承認内容の変更等)

第10条 ロゴデザイン等の使用者が、承認を受けた内容について、変更をしようとする場合は、環境こだわり米ロゴデザイン等承認内容変更申請書（様式第3号）を、あらかじめみらいの農業振興課長に提出しなければならない。

- 2 みらいの農業振興課長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を確認し、当該変更が適切と認められるときは、承認を行い、環境こだわり米ロゴデザイン等承認内容変更承認通知書（様式第4号）を申請者に送付する。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 ロゴデザイン等を使用しようとする者は、第4条の規定に基づく使用の申請、ロゴデザイン等の使用者は、第10条の規定に基づく承認内容変更の申請について、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(承認の取り消し等)

第12条 みらいの農業振興課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
 - (2) 使用者が承認の際に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) その他ロゴデザインの使用継続が不相当であると認められる場合
- 2 みらいの農業振興課長は、使用者にロゴデザインの使用状況等について報告させ、または調査することができる。

(経費等の負担)

第13条 滋賀県は、この要領によりロゴデザイン等を使用した者に対し、その使用に係る一切の経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 滋賀県は、ロゴデザイン等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第15条 みらいの農業振興課長は、ロゴデザイン等の使用状況について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第 16 条 この要領に関する事務は、みらいの農業振興課食のブランド推進室マーケティング係が行う。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザイン等の使用に関し必要な事項は、みらいの農業振興課長が別に定める。

付則

この要領は、令和 3 年 4 月 21 日から施行する。

付則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、令和 5 年 8 月 22 日から施行する。

環境こだわり米ロゴデザイン等使用申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長

申請者

所在地

氏名 (法人等にあっては名称および代表者氏名)

発行責任者・担当者

氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者氏名)

連絡先

電話番号

環境こだわり米ロゴデザイン等使用要領第 4 条の規定に基づき、環境こだわり米のロゴデザイン・統一米袋デザインを下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用しようとするデザイン ※使用するデザインにチェック

・きらみずき

ロゴデザイン 統一米袋デザイン

・みずかがみ

ロゴデザイン 統一米袋デザイン

・こしひかり

ロゴデザイン 統一米袋デザイン

・オーガニック米

ロゴデザイン

統一米袋デザイン (きらみずき)

統一米袋デザイン (みずかがみ)

統一米袋デザイン (こしひかり)

2 使用用途

3 使用期間

(添付書類)

・申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料

・ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書等

・使用対象物の見本 (見本を添付できない場合は写真でも可)

※「きらみずき」「みずかがみ」「こしひかり」については、認証マークと併せて表示する事項 (栽培責任者、確認責任者の情報) が入っているもの。

※オーガニック米においては、オーガニック認証マークが入っているもの。

・有機 JAS 認証機関が上記デザインの確認をしたことが分かる資料 (オーガニック米での申請のみ)

農家のみなさまへ

ひとりでも、グループでも、
環境こだわり農業に取り組んで

みどり認定

を受けましょう!!



「みどり認定」とは、みどりの食料システム法に基づいた「認定制度」です。「滋賀県みどりの食料基本計画」に基づいて、環境こだわり農業や地球温暖化防止に取り組む計画を知事が認定します。※農産物の認証を受けなくても構いません。

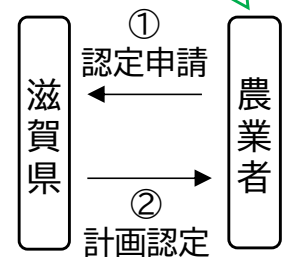
認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。
- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができます。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請も可能です！



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧はこちら



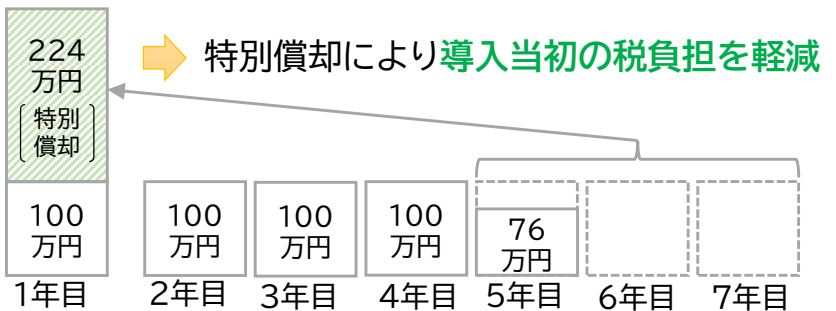
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

お問合せ先 窓 □

- 滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課
- 大津・南部農業農村振興事務所 農産普及課
- 甲賀農業農村振興事務所 農産普及課
- 東近江農業農村振興事務所 農産普及課
- 湖東農業農村振興事務所 農産普及課
- 湖北農業農村振興事務所 農産普及課
- 高島農業農村振興事務所 農産普及課

- 電話 077-528-3895
- 電話 077-567-5412
- 電話 0748-63-6126
- 電話 0748-22-7715
- 電話 0749-27-2213
- 電話 0749-65-6613
- 電話 0740-22-6026



対象事業はこちら